

2018年の情報通信法制タスクフォースの活動——著作権侵害サイトのブロッキングに対する意見表明

一般財団法人情報法制研究所 理事

京都大学大学院法学研究科教授

曾我部 真裕

1. はじめに

一般財団法人情報法制研究所に置かれた「情報通信法制タスクフォース」（主幹理事：筆者）の2018年における活動は、政府において検討の進められたマンガ等の海賊版サイト対策としてのブロッキングに対する提言が中心であった。

まず、4月11日、マンガ等の海賊版サイト対策として、政府がプロバイダに対して問題のサイトのブロッキングを要請することが検討されているのに対して、通信の秘密等との関係での問題があるとして、要請を差し控え、冷静な議論を行うよう緊急に提言を行った（「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言」¹⁾）。また、これに関連して、「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム」を開催した（4月22日）²⁾。

その後、4月27日には、「NTTグループ『インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について』に対する意見」³⁾を、6月3日には、政府において立法の検討が開始されるにあたり、「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」を公表した。さらに、10月11日には、海賊版サイトが配信を行うために利用していたCDN（コンテンツ・デリバリー・ネットワーク）に対して開示請求を行うことで、海賊版サイト運営者を

特定できる可能性があることが明らかになったことを受けて、「インターネット上の海賊版対策の進め方に関する意見書」を公表した⁴⁾。

以上のような活動を通じて、この問題に対する政策論議に一定の寄与ができたものと考えられる。以下では、これらの提言の概要を紹介する⁵⁾。

2. 「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言」（4月11日）

本「緊急提言」は、「このたび政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトのブロッキング要請（…）には、（…）法的に見て大きな問題があり、このような要請を行うことは差し控え、立法前の要請の可否、ブロッキングという措置事態の是非も含めて改めて冷静な議論を行うよう緊急に提言する」ものである。

具体的な問題点としては、第1に、緊急避難（刑法37条）の要件充足性に関する疑問がある。プロバイダによる自主的な措置としてのブロッキングは、通信の秘密の侵害に当たることから、それが例外的に許されるためには緊急避難の要件（現在の危難、補充性、法益権衡）を充たす必要がある。しかし、著作権侵害サイトのブロッキングに関して、これらの要件が充たされているかには不明な点が多いとする。

1) <https://www.jilis.org/proposal/data/2018-04-11.pdf>

2) その紹介として、大島義則「NBL SQUARE『著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム』参加レポート」NBL1122号（2018年）84頁。

3) <https://www.jilis.org/proposal/data/2018-04-27.pdf>

4) <https://www.jilis.org/proposal/data/2018-10-11.pdf>

5) なお、筆者の個人的な意見として、拙稿「海賊版サイトへのアクセス遮断は是か非か」WEBRONZA2018年6月6日（<https://webronza.asahi.com/politics/articles/2018053100005.html>）。

第2に、法治国家原理からの逸脱である。個人の権利を制限し、あるいは義務を課すためには国会が制定する法律に基づかなければならないとするのが法治国家原理である。政府がプロバイダに対してブロッキングを要請することには重みがあり、プロバイダに対しては事実上の義務付けとして機能するだろう。そうだとすれば、事実上、法律に基づかずに義務を課すことになり、法治国家原理の観点からして問題がある。

第3に、通信の自由を支えるプロバイダに対する不合理な負担である。ブロッキングの実効性については疑問が指摘されているにもかかわらず、プロバイダにブロッキングを実施させるとすれば、十分な効果がないのに経済的・法的な負担のみをプロバイダに押し付ける結果となる。

以上を踏まえ、本「緊急提言」では、「著作権保護の重要性を否定するものではないが、本件要請には以上のような重大な法的問題点があることから、政府においては、このような要請を行うことは差し控え、ブロッキングという措置自体の是非も含めて改めて冷静な議論を行うよう提言する。最後に、本件要請が容認されるということになれば、今後、様々な違法サイトに対するブロッキング要請を否定することが困難になり、本提言で指摘したような問題がますます深刻になり、通信の秘密・自由や検閲からの自由、法治国家原理が危機にさらされるおそれすらあることを指摘しておく。」とした。

その2日後の4月13日、政府は「インターネット上の海賊版対策に関する進め方について」を決定したが、本「緊急提言」のほか、各種の団体から批判的な声が上がったことを踏まえて、そこでは、ブロッキングの「要請」にまでは踏み込まれなかったが、ブロッキングが適切かつ可能であるとの判断が示されていた。

そして、これを受けて4月23日、NTTグループから「インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について」と題し、「準備が整い次第実施」する旨の発表があった。これに対して本タスクフォースでは、「NTTグループ『インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について』に対する意見」を公表し、このようなブロッキングは通信の秘密を侵害する点で電気通信事業法に違反する疑いが強いと指摘した。

3. 「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」(6月3日)

その後、政府においてブロッキングを実施するための協議体(インターネット上の海賊版対策に関する検討会議〔タスクフォース])を設置する運びとなったことに合わせ、「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」を公表した。

まず、現行法のもとで可能な法的措置の再精査と実践の必要性を指摘している。これまで出版社側は、海賊版サイトやホスティング事業者、CDN事業者等に削除請求等を行ってきたが功を奏しなかったと説明してきたが、改めて専門家の助言のもとで可能な法的措置を精査・実践することを求めるものである。

第2に、自主的な取組の推進である。具体的には、フィルタリングや、とりわけ、広告収入を絶つための取組の重要性が述べられている。

第3に、ブロッキング立法の課題として、以下の点を指摘している。まず、立法事実の十分な検討として、ブロッキングによって実質的な対策が可能であり、かつ、こうした対策はブロッキング以外の方法では達成できないことが必要であるなどとする。次に、ブロッキング導入の声が他の違法有害情報についても拡大しないような配慮の必要性である。さらに、ブロッキングの制度設計について、いくつかの課題を指摘している。

4. 「インターネット上の海賊版対策の進め方に関する意見書」(10月11日)

10月10日、山口貴士弁護士から、米国ディスカバリー制度を利用した海賊版サイト運営者の特定に成功したという意見書が政府「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」に提出され⁶⁾、合理的な費用負担により短期間で運営者の特定が可能である以上、ブロッキング立法の前提となる立法事実は存在しないとの指摘がなされた。

これを受けて本タスクフォースでは「インターネット上の海賊版対策の進め方に関する意見書」を公表し、ブロッキング立法の前提となる立法事実は存在しないこと、関係者が協力して、ブロッキング以外の諸施策からなる総合的な対策を検討することが重要だという指摘を行った。

6) <https://www.jilis.org/proposal/data/2018-10-11yamaguchi.pdf>

5. おわりに

政府「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」では、9月19日、「第1次中間まとめ(案)～インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策」が提示されたが⁷⁾、委員間での意見の隔たりが大きく、結局、10月30日、「ブロッキングに関する法制度整備については、意見がまとまらなかった」とする「座長状況報告」が行われた⁸⁾。その結果、ブロッキング導入に向けた動きは、少なくとも一旦は停止した。他方で、ここでは、正規版流通の環境整備、リーチサイト規制の法制化、静止画ダウンロード違法化等の海賊版対策の取組を進める必要性が指摘され、その後、官民で様々な検討が進んでいる。

このうちの静止画ダウンロード違法化の問題について、2019年2月8日、JILIS「著作権と情報法制研究タスクフォース」(研究主幹：玉井克哉東京大学・信州大学教授)では、違法なダウンロードの範囲を、「原作のまま」「著作権者の利益が不当に害される場合」に限定すべきとする提案を行った⁹⁾。これに対して、政府はこのような限定をしない規制を定めた法案の国会提出を目指していたが、2019年3月13日、同年通常国会への提出が見送る方針が決定された。

7) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai8/siryou1.pdf

8) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2019/contents/dai1/siryou1-1.pdf

9) <https://www.jilis.org/proposal/data/2019-02-08.pdf>



一般財団法人情報法制研究所 理事
京都大学大学院法学研究科

曾我部 真裕 (そがべ まさひろ)

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授(憲法・情報法)。京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程修了、博士課程中退。司法修習生、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。放送倫理・番組向上機構(BPO)放送人権委員会委員、情報法制研究所(JILIS)理事、情報法制学会(ALIS)代表など。著編著に『情報法概説』(共著、弘文堂)、『憲法Ⅰ 総論・統治』『憲法Ⅱ 人権』(共著、日本評論社、2016年)など。

Twitter: @masahirosogabe

ホームページ: <http://masahirosogabe.hatenablog.com/>